

別表1 天理市環境に配慮した電力調達契約評価基準

電源構成等の情報の開示方法 (※1)	①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()		
基本項目	区分		配点
①令和3年度の1kWhあたりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (kg-CO ₂ /kWh) (※2)	0.000以上	0.375未満	70
	0.375以上	0.400未満	65
	0.400以上	0.425未満	60
	0.425以上	0.450未満	55
	0.450以上	0.475未満	50
	0.475以上	0.500未満	45
	0.500以上	0.525未満	40
	0.525以上	0.550未満	35
	0.550以上	0.575未満	30
	0.575以上	0.600未満	25
	0.600以上	0.690未満	20
	0.690以上		0
②令和3年度の未利用エネルギー活用状況 (※3)	0.675%以上		10
	0%超	0.675%未満	5
	活用していない		0
③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況 (※4)	7.50%以上		20
	5.00%以上	7.50%未満	15
	2.50%以上	5.00%未満	10
	0%超	2.50%未満	5
	導入していない		0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組 (※5)	取り組んでいる		5
	取り組んでいない		0

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(令和4年9月改訂)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した電気事業者であって、電源構成等の開示をしていないものは、参入日から1年間に限って開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。(開示予定時期については「令和4年度天理市環境に配慮した電力の調達契約評価項目報告書」電源構成等の開示方法④その他欄に必ず記入すること。)

※2 1kWhあたりの二酸化炭素排出係数は、電気事業者の調整後排出係数(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は各電気事業者がその環境報告書で公表したもの)を用いることとする。ただし、新たに電力の供給に参入した電気事業者であって、地球温暖

化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

※3-1 未利用エネルギー活用状況とは、次の算式により算定した数値をいう。

A：令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)

B：令和3年度の供給電力量（需要端）(kWh)

令和3年における未利用エネルギー活用状況（%）＝ $A/B \times 100$

※3-2 未利用エネルギーとは発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。））

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギーを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

※3-3 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーに該当による発電分とする。

※4-1 再生可能エネルギーの導入状況とは、次の算式により算定した数値をいう。

a：令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh)

b：令和3年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh)（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く）

c：グリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh)

d：J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)

e：令和3年度の供給電力量（需要端）(kWh)

※c及びdは、令和3年度に電気事業者の調整後二酸化炭素排出量の算定に用いたものに限る。

令和3年度の再生可能エネルギー導入状況（%）＝ $(a + b + c + d) / e \times 100$

※4-2 再生可能エネルギーとはFIT法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマスを用いて発電された電力とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

※5 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・ 電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）

- ・ 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。